

津和野町文化財保存活用地域計画(案)に関する パブリックコメント(意見募集)の結果と対応

I パブリックコメント(意見募集)の内容

津和野町内には長年にわたって守り伝えられてきた数多くの有形・無形の歴史文化遺産があります。現在、津和野町ではこれらの貴重な歴史文化遺産を後世へ継承するために、これからの歴史文化遺産の保存・活用に関する「津和野町文化財保存活用地域計画」の作成を進めています。

このたび計画案を取りまとめましたので、町民の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメント(意見募集)を実施いたします。

1 公表資料

津和野町文化財保存活用地域計画(案)

2 意見の募集期間

令和3年3月5日(金)～25日(木)17時まで

3 計画案の閲覧方法

- ・津和野町ホームページへの掲載
 - ・津和野町教委育委員会または日原窓口での文書閲覧(土・日・祝日を除く8:30～17:15)
- ※いずれも令和3年3月5日(金)から閲覧できます。

4 意見提出方法

意見提出用紙に(1)氏名(2)住所(3)電話番号(4)意見を明記のうえ、持参・郵便・FAX・電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※電話、口頭での意見は、受け付けできません。

※意見提出用紙は、津和野町ホームページからのダウンロード、または文書閲覧場所で受け取ることができます。

5 提出先

- ◇持参・郵送：〒699-5605 津和野町後田口64番地6
津和野町教育委員会(津和野町役場津和野庁舎内)
- ◇FAX : 0856-72-1650
- ◇電子メール：kyouiku@town.tsuwano.lg.jp

6 備考

ご提出いただいた意見は、計画作成の参考にさせていただき、意見の概要はこれに対する町の考え方とともに後日公表します。個別に直接の回答はいたしません。

II 意見の内容及び意見に対する津和野町の考え方

本パブリックコメントにおいて寄せられた意見に対して、津和野町では、津和野町文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」といいます）の施策・事業への反映などを検討し、次のように考え方をまとめました。

○公募期間：令和3年3月5日(金)～25日(木)

○提出者数：1名（提出方法：持参）

※パブリックコメントでは5章立ての構成としていましたが、最終的に6章立てに再構成していますので、意見にある第4章は、第5章に読み替えてください。また、パブリックコメントでの「文化財」は「歴史文化遺産」の用語に置き換えたところがあります。

番号	関係する章・節など	意見の内容（概要）	関係する章・節など	津和野町の考え方
1	第4章第2節 2「個々の文化財の保存・活用に関する事業	<p>徳城峠越の整備と活用について</p> <p>徳城往還道（山陰道徳城峠越）は国指定史跡であり、日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」にも描かれているが、衆目を集めているとは言いがたい。</p> <p>平成28年度より徳城往還道の入口に位置する淵ヶ谷の環境整備事業に取り組んでいる。その目的と効果は「①歴史を語り、地域を見直す場、憩いの場となる。②淵ヶ谷、徳城往還道、柳集落の3地点を結び相乗効果が期待できる。」としている。</p> <p>淵ヶ谷の滝は町道柳宿谷線の真下で車から眺めることができるが、管理道の小道は安全とは言えず、一般鑑賞者の遊歩には危険が伴う。この小道を遊歩道とするには、まちづくり委員会事業では限界があり、行政の積極的取り組みが必要である。</p> <p>なお、淵ヶ谷の青原鉦山は、石灰岩の質が島根県下一（日原町史）と言われた由緒ある鉦山跡である。</p>	第5章第2節 1「住民等が歴史文化遺産を学び・体験する機会の確保・充実」に関する事業	<p>下記に示す地域計画の事業（※「」内…以下同様）と併せて、津和野町教育委員会が現在策定中である史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備基本計画（以下「山陰道整備計画」といいます）において、詳細は検討していきます。</p> <p>第5章第2節1「④歴史文化遺産を学び・体験する機会の確保・充実」、第5章第2節1「⑤学校教育における歴史文化遺産に関する学習機会の充実」、第5章第2節1「⑥社会教育における歴史文化遺産に関する学習機会の充実」の中で周知に取り組みます。</p> <p>また、第5章第2節1「⑧歴史文化遺産に関する情報の提供・発信」の中で、様々な媒体を通じて情報発信を進めていきます。</p>

番号	関係する章・節など	意見の内容（概要）	関係する章・節など	津和野町の考え方
2	第4章第2節2「個々の文化財の保存・活用」に関する事業	徳城峠越の整備に当たっての意見 ①往還道整備は、淵ヶ谷・青原銅山を文化財に指定し、柳集落と併せて3地点の相乗効果を図った保存活用計画を進める。	第5章第2節2「個々の歴史文化遺産の保存・活用」に関する事業	文化財指定については、第5章第2節2「⑩歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応」の中で、今後の取組を検討します。 保存活用計画については、既に平成23年3月に史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）保存管理計画を策定済みですが、第5章第2節2「①保存活用計画等の策定」の中で、山陰道整備計画を令和3年度に策定予定であり、その中で3地点の相乗効果などを検討します。
3	同上	②往還道の両入り口の橋の整備 ③往還道途中の崩落箇所などの整備	同上	第5章第2節2「⑦山陰道の整備・活用」の中で取り組むことにしています。詳細は、山陰道整備計画において、歩行環境の整備などと併せて検討します。
4	同上	④茶屋跡付近の眺望の確保	同上	第5章第2節2「⑦山陰道の整備・活用」の中で取り組むことにしています。詳細は、山陰道整備計画において、茶屋跡付近での小広場の整備、青野山をはじめとした眺望確保について検討します。
5	同上	⑤淵が谷の管理道が遊歩道としても機能するよう、行政の取り組みで路肩の一部修理と斜面階段に手すりの設置が必要	同上	現状を確認し、行政として可能な対応があれば、関係機関と協議します。
6	同上	⑥道の駅、国道9号に案内板設置	同上	関係する機関との協議が必要であり、ご意見を参考にし、第5章第2節2「⑦山陰道の整備・活用」の中で検討することにしています。詳細は、山陰道整備計画において検討します。

番号	関係する章・節など	意見の内容（概要）	関係する章・節など	津和野町の考え方
7	第4章第2節「4 文化財をつなぎ活かす（関連文化財群、日本遺産）」に関連する事業	⑦サイクリンググループからは、寺田から小瀬までの整備の声もある	第5章第2節「4 歴史文化遺産をつなぎ活かす（関連文化財群、日本遺産）」に関連する事業	サイクリングは津和野町の歴史文化遺産の活用、観光交流などにおいて、これから重要な役割を担うと考えています。 サイクリングの活用については、第5章第2節4「①歴文基本構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保」の中に記載を追加し、検討を進めることにしています。